

株 主 各 位

東京都港区新橋五丁目13番5号

株式会社ストライダーズ

代表取締役社長 早川良太郎

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後6時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービルディング 3階「Room A」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社のウェブサイト（<http://www.striders.co.jp/>）に掲載しております。

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、上記のウェブサイトに掲載の書類も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.striders.co.jp/>）に掲載させていただきます。

決議通知のインターネット開示のご案内

本株主総会の決議通知につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.striders.co.jp/>）へ掲載させていただきます、書面の送付は行いませんので、何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種経済政策の効果もあり、輸出や生産の一部に弱さもみられるものの、緩やかな回復基調にあります。

一方、アジア経済につきましては、中国における通商問題の動向や過剰債務問題への対応に加え、金融資本市場の変動の影響等により、景気が下振れするリスクはあるものの、東南アジア及び南アジア諸国では景気は概ね緩やかな回復傾向にあります。

このような経済状況下、当社グループ（当社及び連結子会社）は、引き続き、海外における新規投資機会の獲得活動を継続する一方、既存事業における営業拡販や経営の効率化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高9,216百万円（前連結会計年度比15.6%増）、営業利益216百万円（前連結会計年度比3.4%増）、経常利益230百万円（前連結会計年度比28.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益76百万円（前連結会計年度比38.6%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<不動産事業>

不動産事業につきましては、株式会社トラストアドバイザーズにおいて、マンションオーナー向けのリーシング及び賃貸管理とマンション建物の受託管理を行うレジデンス事業、並びにマンションオーナーの購入・売却ニーズに対応する不動産売買事業を営んでおります。賃貸マンションをはじめ、投資不動産市況が踊り場を迎えつつあるのではないかといった見方もあるなか、同社は主として東京都内の物件を取り扱っていることから、不動産売買事業はほぼ前期並みの実績を確保した一方、レジデンス事業にお

ける管理戸数は引き続き増加したことから、当連結会計年度の不動産事業の売上高は6,560百万円（前連結会計年度比18.3%増）、営業利益は214百万円（前連結会計年度比5.2%増）となりました。

<ホテル事業>

ホテル事業につきましては、現在、成田空港エリアで成田ゲートウェイホテル、倉敷美観地区エリアで倉敷ロイヤルアートホテルを運営しております。成田では、インバウンド団体ゲスト向け客室単価が改善する一方、首都圏地域における競合環境の激化から閑散期に稼働率が低下し、倉敷では、昨年7月に発生した西日本豪雨災害以降、料飲部門の一時的な需要減退と宿泊部門の復興特需といった、相反する要因が重なったうえ、対前期比較という観点からは昨年1月から2月に実施した大型設備入れ替え時の全館休館の影響もあり、当連結会計年度のホテル事業の売上高は1,436百万円（前連結会計年度比4.6%増）、営業利益174百万円（前連結会計年度比26.1%増）となりました。

<海外事業>

海外事業につきましては、インドネシア共和国においてPT. Citra Surya Komunikasiが主として日系企業向けに広告代理店業務を行っております。本年4月に実施された大統領選挙を控え、昨年は現地企業の広告宣伝活動が自粛された影響やインドネシアルピーの通貨安が発生したことから、当連結会計年度の海外事業の売上高は889百万円（前連結会計年度比45.2%増）、営業利益は45百万円（前連結会計年度比20.7%増）となりました。なお、当連結会計年度比については、前第2四半期連結会計期間に連結子会社化したため、6ヶ月間の業績比較となり増減割合は大きくなっております。

<その他の事業>

その他事業につきましては、モバイルリンク株式会社において、車載端末システムの開発、販売を、M&Aグローバル・パートナーズ株式会社において、M&Aに関するコンサルティング業務を、有限会社増田製麺において、中華麺等の製造販売を行っております。

モバイルリンク株式会社において、車載端末システム向けの新規顧客開拓に注力しているものの十分な成果をあげるには未だ時間を要すること、また、有限会社増田製麺において受注が伸び悩んでいることもあり、当連結会計年度のその他事業の売上高は330百万円（前連結会計年

度比25.2%減)、営業損失は12百万円(前連結会計年度は営業利益11百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、80百万円であります。

その主なものは、子会社である成田ゲートウェイホテル株式会社の設備改修・更新工事(40百万円)、並びに株式会社倉敷ロイヤルアートホテルのホテルシステムの導入(12百万円)であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より社債200百万円、長期借入金59百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第52期 2016年3月期	第53期 2017年3月期	第54期 2018年3月期	第55期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売 上 高 (千円)	5,046,810	6,366,301	7,971,402	9,216,311
経 常 利 益 (千円)	277,339	293,121	179,291	230,454
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	135,256	229,226	125,196	76,932
1株当たり当期純利益	1円52銭	2円58銭	14円09銭	8円66銭
総 資 産 (千円)	3,605,056	3,891,444	4,843,351	4,655,462
純 資 産 (千円)	1,646,052	1,898,595	2,033,021	2,087,802
1株当たり純資産額	18円46銭	21円30銭	226円65銭	234円78銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2017年10月1日付で株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第54期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式併合が第54期(2018年3月期)の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
M&Aグローバル・パートナーズ株式会社	50,000千円	100.0%	企業再生再編事業
株式会社トラスト アドバイザーズ	50,000千円	100.0%	プロパティマネジメント事業、リーシング事業、ビルマネジメント事業、賃貸仲介事業、不動産売買事業
モバイルリンク株式会社	65,000千円	81.0%	車載端末システムの開発及び販売
有限会社増田製麺	45,000千円	100.0%	中華麺等の製造及び販売
株式会社グローバル ホールディングス	3,000千円	100.0%	ホテル資産の保有
成田ゲートウェイホテル 株式会社	3,000千円	100.0%	ホテルの経営及び運営
株式会社東京 アパートメント保証	3,000千円	100.0%	不動産の賃貸借に係る保証業務
株式会社 倉敷ロイヤルアートホテル	27,068千円	99.8%	ホテルの経営及び運営
株式会社 ReLive	12,500千円	100.0%	内装事業
STRIDERS GLOBAL INVESTMENT PTE. LTD.	300シンガポールドル	100.0%	シンガポール共和国における海外投資事業
PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI	4,000百万インドネシア	51.0%	インドネシア共和国における広告代理店業

(注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでいます。

2. 株式会社ReLiveは、2018年6月22日付で増資を行い、資本金が増加しております。また、STRIDERS GLOBAL INVESTMENT PTE. LTD. は、2018年11月5日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、安定した収益をあげることが経営者の最大の使命であると考え、以下の事項を実践してまいります。

① グループ経営管理の強化

当社の経営成績は、当社の事業構造上、グループ会社の業績による影響が大きいため、子会社を始めとした事業会社の経営状況の把握が重要な要素となっております。当社グループの経営管理を強化するため、グループ会社の事業執行権限の見直しと業務報告体制の整備・事業会社の管理体制の整備を行うことで、積極的な事業展開、コンプライアンス遵守の企業風土の確立及び効率的な経営管理を実践してまいります。

② 経営資源の効率的な活用

当社グループの経営資源を有効に活用するために、各子会社間の連携強化とグループシナジー効果を発揮すべく、グループ幹部社員による情報交換・グループ情報の共有化・社員研修等を実施し、人材育成と投資資金の有効的な活用を推進してまいります。また、グループ間の資金管理の一元化等の検討及び営業情報の共有化による当社グループならではのネットワークを活用した営業展開を実践してまいります。

③ M&A及び外部事業会社との連携強化

今後の当社グループ拡張のためには、当社の経営理念等に則った事業会社の買収又は投資が必要であると考えます。そのため、当社の中長期的な方針として、積極的な企業買収・事業連携等による売上増進と収益の拡大を実践してまいります。

④ 内部統制・コンプライアンス体制の構築

会社法・金融商品取引法に基づいた内部統制の整備については、グループ会社を含めた業務プロセスの文書化、可視化によるルール整備を進めております。また、ルールの整備だけではなく、ルールに基づいた実態の運用が必要であり、そのための運用体制の整備と要員確保を行い、実務面に沿った内部管理、モニタリング実施及びIT統制を実践してまいります。

コンプライアンスにつきましては、当社グループの企業行動憲章・社員行動規範・個人情報保護方針・反社会的勢力に対する基本方針を公開・周知徹底するとともに、運用面においてもモニタリングの実施、コンプライアンス委員会での検証及び社員研修による教育を実践してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	主要な製品又は事業の内容等
不動産事業	・プロパティマネジメント事業、リーシング事業、ビルマネジメント事業、家賃保証事業、不動産売買事業、内装事業
ホテル事業	・ホテルの保有、運営
海外事業	・海外投資事業、海外広告代理店事業
その他事業	・事業再生再編事業、車載端末システムの開発・販売、中華麺等の製造・販売

(6) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区新橋五丁目13番5号

② 子会社

M&Aグローバル・パートナーズ株式会社	本社	東京都港区
株式会社トラストアドバイザーズ	本社	東京都台東区
モバイルリンク株式会社	本社	東京都新宿区
有限会社増田製麺	本社	神奈川県横須賀市
株式会社グローバルホールディングス	本社	東京都港区
成田ゲートウェイホテル株式会社	本社	千葉県成田市
株式会社東京アパートメント保証	本社	東京都台東区
株式会社倉敷ロイヤルアートホテル	本社	岡山県倉敷市
株式会社 R e L i v e	本社	東京都墨田区
STRIDERS GLOBAL INVESTMENT PTE. LTD.	本社	シンガポール共和国
P T . C I T R A S U R Y A K O M U N I K A S I	本社	インドネシア共和国ジャカルタ

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産事業	56 (4) 名	2名増 (1名増)
ホテル事業	65 (63) 名	5名減 (5名増)
海外事業	49 (17) 名	5名増 (3名減)
その他の事業	14 (12) 名	3名減 (－)
全社(共通)	12 (－) 名	3名増 (1名減)
合 計	196 (96) 名	2名増 (2名増)

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載されております使用人数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12 (－) 名	3名増 (1名減)	38.3歳	2年

- (注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 関西みらい銀行	693,357千円
株式会社 きらぼし銀行	142,162千円
P T . C h u o S e n k o C o n s u l t a n t	83,627千円
株式会社 三井住友銀行	49,170千円
株式会社 社りそな銀行	41,683千円
株式会社 商工組合中央金庫	23,640千円

- (注) 株式会社関西アーバン銀行は、2019年4月1日付けで株式会社近畿大阪銀行と合併し、商号を株式会社関西みらい銀行に変更いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,887,089株
- ③ 株主数 4,953名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
新興支援投資事業有限責任組合	1,529千株	17.32%
早川 良一	483千株	5.48%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	339千株	3.84%
株式会社ジャパンシルバークリース	262千株	2.97%
福光 一七	178千株	2.02%
森川 いくよ	72千株	0.82%
山本 文雄	70千株	0.79%
御所野 侃	70千株	0.79%
河邊 恭章	52千株	0.59%
日本証券金融株式会社	50千株	0.57%

- (注) 1. 当社は、自己株式を57,609株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式(57,609株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況

2013年5月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり180円
新株予約権の払込期日	2013年5月29日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)	1株につき280円
新株予約権の行使期間	2013年5月29日から2021年5月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金(注)	①資本金 1株につき140円 ②資本準備金 1株につき140円
行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
割当先	第三者割当の方法により、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役に割り当てた。

(注) 2017年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金」は調整されております。

2015年9月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	4,450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	普通株式 445,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり500円
新株予約権の払込期日	2015年10月5日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)	1株につき670円
新株予約権の行使期間	2016年7月1日から2023年10月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金(注)	①資本金 1株につき335円 ②資本準備金 1株につき335円
行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権引受契約」の定めるところによる。
割当先	第三者割当の方法により、当社の取締役、監査役及び従業員に割り当てた。

(注) 2017年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金」は調整されております。

2018年12月7日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	4,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり300円
新株予約権の払込期日	2018年12月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき318円
新株予約権の行使期間	2018年12月26日から2028年12月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金	①資本金 1株につき159円 ②資本準備金 1株につき159円
行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
割当先	第三者割当の方法により、当社の取締役、監査役及び従業員に割り当てた。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	早 川 良 一	M&Aグローバル・パートナーズ(株) 代表取締役 (株)トラスタドバイザーズ 取締役 モバイルリンク(株) 取締役 (有)増田製麺 取締役 成田ゲートウェイホテル(株) 代表取締役 (株)倉敷ロイヤルアートホテル 代表取締役 PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI 取締役 (株)みらい知的財産技術研究所 取締役
代表取締役社長	早 川 良 太 郎	(株)トラスタドバイザーズ 取締役 モバイルリンク(株) 取締役 (株)倉敷ロイヤルアートホテル 取締役
取 締 役	宮 村 幸 一	(株)トラスタドバイザーズ 代表取締役 (株)東京アパルトメント保証 代表取締役
取 締 役	鈴 木 泰	立命館アジア太平洋大学国際経営学部教授
常 勤 監 査 役	吉 澤 生 雄	モバイルリンク(株) 監査役 (株)倉敷ロイヤルアートホテル 監査役 (株)トラスタドバイザーズ 監査役 (有)増田製麺 監査役 成田ゲートウェイホテル(株) 監査役 M&Aグローバル・パートナーズ(株) 監査役 (株)東京アパルトメント保証 監査役 (株)みらい知的財産技術研究所 監査役
監 査 役	小 林 伸 行	(株)オムテック 社外監査役 栄伸パートナーズ(株) 代表取締役
監 査 役	國 吉 歩	フォレストウォーク法律事務所代表 (株)シンシア 社外取締役

- (注) 1. 取締役鈴木泰氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉澤生雄氏、監査役小林伸行氏及び監査役國吉歩氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉澤生雄氏及び監査役小林伸行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役吉澤生雄氏は、株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）において取締役調査部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・監査役小林伸行氏は、公認会計士の資格を有しております。
- また、監査役國吉歩氏は、弁護士の資格を有しております。
- 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位担当及び重要な兼職の状況
若原 義之	2018年6月30日	辞任	常務取締役兼CFO

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取(うち社外取締役)	4名 (1名)	33百万円 (2百万円)
監(うち社外監査役)	3名 (3名)	10百万円 (10百万円)
合(うち社外役員計)	7名 (4名)	43百万円 (12百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1988年10月28日開催の第24期定時株主総会において年額80万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1988年10月28日開催の第24期定時株主総会において年額150万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度中において、役員賞与の支給はありません。
5. 当事業年度中において、社外役員が当社の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。
6. 取締役の報酬等の総額には、退任した取締役1名を含んでおります。
7. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名(うち社外取締役は1名)、監査役3名(うち社外監査役は3名)であります。なお、無報酬の取締役1名が存在しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- ・取締役鈴木泰氏は、立命館アジア太平洋大学国際経営学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役吉澤生雄氏は、当社の子会社であるM&Aグローバル・パートナーズ株式会社、株式会社トラストアドバイザーズ、モバイルリンク株式会社、有限会社増田製麺、成田ゲートウェイホテル株式会社、株式会社倉敷ロイヤルアートホテル、株式会社東京アパートメント保証、株式会社みらい知的財産技術研究所の監査役であります。
- ・監査役小林伸行氏は、株式会社オムテックの社外監査役及び栄伸パートナーズ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役國吉歩氏は、フォレストウォーク法律事務所の代表及び株式会社シンシアの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役鈴木泰	12回	100%	—	—
常勤監査役吉澤生雄	12回	100%	12回	100%
監査役小林伸行	12回	100%	11回	91.7%
監査役國吉歩	12回	100%	12回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が10回ありました。

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役鈴木泰氏は、大学教授としての豊富な経験と専門知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・常勤監査役吉澤生雄氏は、株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）の取締役調査部長としての経験の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
- ・監査役小林伸行氏は、主に公認会計士の専門の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
- ・監査役國吉歩氏は、主に弁護士の専門の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 至誠清新監査法人

(注) 当社の会計監査人であった監査法人エリアは2018年6月22日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 当事業年度に係る報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,300千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人である至誠清新監査法人との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する会計監査人の最低責任限度額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス体制の基礎として、代表取締役は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その執行組織として下記
- b. に記載する部署を設置する。必要に応じて、規則規程・ガイドラインの策定整備及び研修を実施するものとする。
- b. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室、コンプライアンスの統括部署として管理本部が業務を執行するものとする。
- c. 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- d. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部者通報システムを整備し、内部通報制度規程に基づきその運用を行うこととする。
- e. 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報ごとに定める保存期間中、適切に保存及び管理する。

ハ、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下に定める経営危機に関する項目の把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
- ・ 会社の過失により取引先及びユーザ並びに地域住民に多大なる損害を与えたとき
 - ・ 重大な労働災害を発生させたとき
 - ・ 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
 - ・ 営業上きわめて重要な情報が外部に流出、漏洩したとき
 - ・ 重要な取引先が倒産したとき
 - ・ 主要取引先がある各国でカントリーリスクが発生したとき
 - ・ ステークホルダーの機密を漏洩し、関係者に多大な損害を与えたとき
 - ・ 不慮の事件・事故により相当数の社員の生命又は健康が危機にさらされたとき
 - ・ 経営幹部の身体、財産へ危害が迫ったとき
 - ・ 風説の流布等で株価形成が不当にゆがめられたとき
 - ・ 不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
 - ・ その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき
- b. リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程等を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

- 二、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会で定められた経営方針に基づき業務を執行するものとする。
 - b. 個々の実施事項については代表取締役を補佐する機関として、代表取締役が指名する取締役・業務責任者及びグループ会社の経営幹部より構成する経営会議を設置して、経営方針及び事業執行における具体的な指針等を取締役会及び代表取締役へ提言するものとする。
 - c. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の担当分掌制を導入し、取締役会規程、組織管理規則において、それぞれの責任についての執行権限を定めることとする。
- ホ、当社及び子会社から構成される企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、関係会社管理規則を定め、これを基礎として、グループ各社で規則規程を定めるものとする。
 - b. 経営管理については、グループ会社経営基本方針を定め、関係会社管理規則に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - c. 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は直ちに監査役に報告を行うとともに、監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。
 - d. グループ会社の管理強化を図るため、関連会社の経営管理機能及び事業計画等管理機能の所管部署は管理本部とする。
 - e. グループ会社の経営執行における関連法令及びグループ規則規程等が適正に運用がなされているかを管理監督するために、内部監査を実施する。

へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- a. 監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- b. 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

ト. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の人事異動、人事評価等には監査役の同意が必要であり、監査役は当該使用人の業務執行者からの独立性を確保するものとする。

また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役は当該使用人の体制の強化に努めるものとする。

チ. 監査役への報告に関する体制

- a. 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- b. 内部通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

リ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないこととする。また、内部通報制度規程においても、内部通報等をしたことにより、通報者等に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならないと規定し、適切に運用する。

ヌ. 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上しておくとともに、緊急又は臨時的に支出した費用については、事後、当社に償還を請求できるものとする。

ル. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役会には社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- b. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。
- c. 監査役は、会計監査人、内部監査部門及びコンプライアンス統括部署と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図るものとする。
- d. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担で弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができるものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討している。その上で、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性を向上させている。

常勤監査役は、監査役監査のほか、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視している。

また、内部統制部門は、内部監査の定期的実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証している。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,630,485	流動負債	1,094,769
現金及び預金	2,024,206	買掛金	92,530
売掛金	214,318	短期借入金	83,627
有価証券	2,367	1年内償還予定の社債	20,000
販売用不動産	122,731	1年内返済予定の長期借入金	170,258
その他のたな卸資産	53,577	前受収益	191,583
関係会社短期貸付金	100,000	未払費用	102,046
その他	144,803	未払金	109,939
貸倒引当金	△31,518	未払法人税等	29,166
		賞与引当金	30,522
固定資産	2,024,976	預り金	120,537
有形固定資産	1,390,841	金利スワップ	27,975
建物及び構築物	929,059	その他	116,581
機械装置及び運搬具	25,793	固定負債	1,472,890
工具、器具及び備品	87,324	社債	180,000
土地	348,663	長期借入金	779,754
無形固定資産	204,108	退職給付に係る負債	46,892
のれん	173,041	長期預り敷金保証金	234,230
その他	31,067	繰延税金負債	162,013
投資その他の資産	430,026	その他	70,000
投資有価証券	245,953	負債合計	2,567,659
関係会社株式	84,276	(純資産の部)	
繰延税金資産	49,065	株主資本	2,108,620
その他	51,804	資本金	1,582,416
貸倒引当金	△1,073	資本剰余金	106,207
資産合計	4,655,462	利益剰余金	441,810
		自己株式	△21,814
		その他の包括利益累計額	△35,632
		その他有価証券評価差額金	2,792
		繰延ヘッジ損益	△27,450
		為替換算調整勘定	△4,882
		退職給付に係る調整累計額	△6,091
		新株予約権	3,420
		非支配株主持分	11,394
		純資産合計	2,087,802
		負債純資産合計	4,655,462

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,216,311
売上原価	6,821,390
営業利益	2,394,921
販売費及び一般管理費	2,178,891
営業外収益	216,029
受取利息	2,392
受取配当金	79
持分法による投資利益	4,852
受取手数料	26,856
その他	5,790
営業外費用	39,972
支払利息	14,939
社債利息	235
新株発行費	3,300
社債発行費	4,781
為替差損	1,383
その他	906
経常利益	25,547
特別利益	230,454
固定資産売却益	2,761
投資有価証券売却益	810
関係会社清算益	23,410
特別損失	26,982
投資有価証券評価損	18,975
減損損失	9,190
貸倒引当金繰入額	14,767
その他	1,849
税金等調整前当期純利益	44,782
法人税、住民税及び事業税	212,654
法人税等調整額	78,422
当期純利益	135,851
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	76,803
親会社株主に帰属する当期純利益	△129
	76,932

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	1,582,416	106,207	364,878	△3,062	2,050,440
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			76,932		76,932
自己株式の取得				△18,752	△18,752
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	76,932	△18,752	58,180
当期末残高	1,582,416	106,207	441,810	△21,814	2,108,620

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 調 整	換 算 勘 定	退 職 給 付 係 数 に 係 る 整 累 計 額			
当期首残高	3,009	△29,176	△3,253	△7,385	△36,805	2,220	17,166	2,033,021
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								76,932
自己株式の取得								△18,752
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△217	1,725	△1,629	1,293	1,173	1,200	△5,772	△3,398
当期変動額合計	△217	1,725	△1,629	1,293	1,173	1,200	△5,772	54,781
当期末残高	2,792	△27,450	△4,882	△6,091	△35,632	3,420	11,394	2,087,802

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,330,389	流動負債	218,310
現金及び預金	989,474	1年内償還予定の社債	20,000
有価証券	1,946	1年内返済予定の長期借入金	136,438
関係会社未収入金	103,911	関係会社未払金	1,258
関係会社短期貸付金	178,000	未払費用	11,941
その他	57,057	未払法人税等	4,243
固定資産	1,727,095	未払消費税等	827
有形固定資産	563	賞与引当金	2,761
無形固定資産	6,345	金利スワップ	26,261
投資その他の資産	1,720,186	その他	14,578
投資有価証券	19,813	固定負債	846,434
関係会社株式	863,628	社債	180,000
関係会社長期貸付金	805,896	長期借入金	666,434
繰延税金資産	23,041	負債合計	1,064,744
その他	7,807	(純資産の部)	
資産合計	3,057,485	株主資本	2,017,275
		資本金	1,582,416
		資本剰余金	94,742
		資本準備金	94,742
		利益剰余金	361,931
		その他利益剰余金	361,931
		繰越利益剰余金	361,931
		自己株式	△21,814
		評価・換算差額等	△27,954
		その他有価証券評価差額金	△1,692
		繰延ヘッジ損益	△26,261
		新株予約権	3,420
		純資産合計	1,992,741
		負債純資産合計	3,057,485

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	183,030
売 上 総 利 益	183,030
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	227,342
営 業 損 失 (△)	△44,312
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	19,602
受 取 配 当 金	302,146
為 替 差 益	5,826
そ の 他	127
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12,025
社 債 利 息	235
新 株 発 行 費	3,300
社 債 発 行 費	4,781
そ の 他	292
経 常 利 益	20,636
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,038
関 係 会 社 株 式 評 価 損	53,500
税 引 前 当 期 純 利 益	207,214
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△31,261
法 人 税 等 調 整 額	50,940
当 期 純 利 益	187,535

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計		
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計	益 剰 余 金 計			
当期首残高	1,582,416	94,742	94,742	174,396	174,396	△3,062	1,848,492		
当期変動額									
当期純利益				187,535	187,535		187,535		
自己株式の取得						△18,752	△18,752		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	187,535	187,535	△18,752	168,782		
当期末残高	1,582,416	94,742	94,742	361,931	361,931	△21,814	2,017,275		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	990	△28,399	△27,408	2,220	1,823,304
当期変動額					
当期純利益					187,535
自己株式の取得					△18,752
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,683	2,137	△545	1,200	654
当期変動額合計	△2,683	2,137	△545	1,200	169,437
当期末残高	△1,692	△26,261	△27,954	3,420	1,992,741

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 ストライダーズ
取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 浅井清澄 ㊞
業務執行社員
社員 公認会計士 丸山清志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ストライダーズの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 ストライダーズ
取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 浅井 清澄 ㊞
業務執行社員
社員 公認会計士 丸山 清志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライダーズの2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社 ストライダーズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 吉 澤 生 雄^印

社外監査役 小 林 伸 行^印

社外監査役 國 吉 歩^印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任) 第35条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>(監査役の選任) 第35条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第36条 (条文省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第36条 (現行どおり) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数 の株式
1	はやかわりょうたろう 早川良太郎 (1983年6月22日生)	2008年4月 オリックス株式会社入社 2014年6月 当社 取締役経営企画部長 2014年10月 モバイルリンク株式会社 取締役 (現任) 2014年10月 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル 取締役 (現任) 2016年4月 当社 取締役事業企画部長 2016年6月 株式会社トラストアドバイザーズ 取締役 (現任) 2018年1月 当社 代表取締役社長 (現任)	4,100株
2	はやかわりょういち 早川良一 (1955年1月9日生)	1977年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行 1995年9月 同行アジア部参事役 1998年11月 日本コンピュータシステム株式会社 経営企画室長 2007年2月 当社 取締役 2007年4月 株式会社ブイ・エル・アール (現M&Aグローバル・パートナーズ株式会社) 代表取締役 (現任) 2009年2月 株式会社トラストアドバイザーズ 取締役 (現任) 2009年6月 当社 代表取締役社長 2012年3月 モバイルリンク株式会社 取締役 (現任) 2012年5月 有限会社増田製麺 取締役 (現任) 2013年3月 成田ゲートウェイホテル株式会社 代表取締役 (現任) 2014年6月 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル 代表取締役 (現任) 2017年8月 PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI 取締役 (現任) 2017年12月 ㈱みらい知的財産技術研究所 取締役 (現任) 2018年1月 当社 代表取締役会長 (現任)	483,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数 当社の株数
3	みやむらこういち 宮村幸一 (1976年12月21日生)	1999年4月 ユトー株式会社入社 1999年8月 正興産業株式会社入社 2005年1月 株式会社S-fit入社 2005年4月 株式会社エスグラントコーポレーション入社 2008年12月 株式会社エスグラント・アドバイザーズ(現株式会社トラストアドバイザーズ) 取締役 2012年6月 当社 取締役(現任) 2014年3月 株式会社東京アパートメント保証代表取締役(現任) 2014年6月 株式会社トラストアドバイザーズ代表取締役(現任)	1,000株
4	※ うめはらじゅん 梅原純 (1961年10月10日生)	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 1989年7月 大蔵省(現財務省) 転出 国際金融局(現国際局) 企画係長 1995年7月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 総合資金部調査役 2001年1月 フランク・ラッセル・ジャパン株式会社(現ラッセル・インベストメント株式会社) 入社 シニアコンサルタント 2009年7月 株式会社ユーシン入社 管理本部長 2013年5月 S Gホールディングス株式会社入社 S G Hグローバル・ジャパン株式会社出向 管理部長 2016年3月 S Gホールディングス株式会社 内部監査室長 2018年4月 当社入社 管理本部長 2018年9月 当社 管理本部長兼CFO(現任)	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式 の株数
5	鈴木泰氏 (1963年2月24日生)	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 1995年7月 同行インドネシア現地法人 営業部長 1996年11月 同行シンガポール支店 支店長代理 1999年8月 同行ニューヨーク支店 次長 2000年3月 社会基盤研究所（ロンドン駐在）主任研究員 2001年6月 英国アントファクトリー社 アドバイザー 2002年3月 金沢工業大学 経営情報工学科 助教授 2004年4月 立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋マネジメント学部助教授 2008年4月 同校国際経営学部 教授（現任） 2015年6月 当社 社外取締役（現任）	1,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木泰氏は、社外取締役候補者であります。
4. 鈴木泰氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は当社の社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にアジアへの投資等について有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
5. 鈴木泰氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終了の時をもって4年となります。
6. 当社は鈴木泰氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社鈴木泰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する株式の株数
1	よしざわいくお 吉 澤 生 雄 (1952年1月28日生)	1976年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社) 入社 1992年3月 同社営業本部担当部長 2000年9月 株式会社KDD総研(現株式会社KDDI総研) 取締役調査部長 2004年4月 財団法人国際通信経済研究所に 出向 2007年4月 財団法人KDDIエンジニアリング・アンド・コンサルティングに 出向 2008年4月 特定非営利活動法人ITS Japanに 出向 2012年6月 当社常勤監査役(現任) 2013年1月 モバイルリンク株式会社 監査役(現任) 2014年6月 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル 監査役(現任) 2014年10月 株式会社トラストアドバイザーズ 監査役(現任) 2014年10月 有限会社増田製麺 監査役(現任) 2014年10月 成田ゲートウェイホテル株式会社 監査役(現任) 2014年10月 M&Aグローバル・パートナーズ(株) 監査役(現任) 2016年3月 (株)東京アパートメント保証 監査役(現任) 2018年5月 株式会社みらい知的財産技術研究所 監査役(現任)	31,200株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する株数 の株式
2	※ かめいたかえ 亀井孝衛 (1973年4月20日生)	1996年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2000年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2004年4月 公認会計士 登録 2005年8月 日本みらいキャピタル株式会社 入社 2008年6月 公認会計士亀井孝衛事務所開設 同所長(現任) 2009年6月 監査法人ベリタス社員 2012年12月 弁護士登録 2012年12月 高橋修平法律事務所入所 2017年7月 同事務所パートナー(現任)	一株
3	※ ほんだたくま 本田琢磨 (1983年7月18日生)	2006年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 2011年4月 公認会計士登録 2016年9月 本田琢磨公認会計士事務所(現フタリエ会計事務所) 開設(現任) 2017年7月 プリッジコンサルティンググループ株式会社 入社(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 吉澤生雄氏、亀井孝衛氏及び本田琢磨氏は、社外監査役候補者であります。
4. (1) 吉澤生雄氏を社外監査役候補者とした理由は、株式会社KDD総研(現株式会社KDDI総研)において取締役調査部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
- (2) 亀井孝衛氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 本田琢磨氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5. 吉澤生雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 当社は、吉澤生雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、吉澤生雄氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、亀井孝衛氏及び本田琢磨氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、吉澤生雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、吉澤生雄氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、亀井孝衛氏及び本田琢磨氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ておりますとともに、第1号議案が承認可決されることを条件とさせていただきたいと存じます。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 数
は っ た ま さ し 八 田 真 資 (1973年10月4日生)	1997年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行	一株
	2001年9月 プライスウォーターハウスクーパースフィナンシャルアドバイザーサービス入社	
	2007年1月 有限会社ウォリック早稲田オープンイノベーションセンター副代表	
	2011年4月 大東文化大学経営学部企業システム学科非常勤講師（現任）	
	2012年12月 株式会社エーアイエス 監査役	
	2015年6月 株式会社AWSホールディングス（現株式会社Ubicomホールディングス）経営企画部部長代理	
	2015年12月 合同会社経営企画設立 代表社員（現任）	
	2017年6月 株式会社エーアイエス 取締役（現任）	
2018年12月 株式会社Ubicomホールディングス 戦略企画本部長（現任）		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 八田真資氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 八田真資氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、起業も含めた経営者としての幅広い経験と大学講師としての豊富な専門知識を有しており、社外監査役に就任いただいた際は、その高度な見識をもって、その職務を適切に遂行いただけるものとして選任をお願いするものであります。
4. 八田真資氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定められた額といたします。

以上

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間
定時株主総会 毎年6月
期末配当金基準日 3月31日
(中間配当をする場合の配当金基準日は9月30日)

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先 0120-782-031 (フリーダイヤル)

公告方法 当社の公告は、電子公告により行います。ただし、電子公告による
ことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本
経済新聞に掲載して行います。

(電子公告の掲載ホームページ)
(<http://www.striders.co.jp/>)

(ご 注 意)

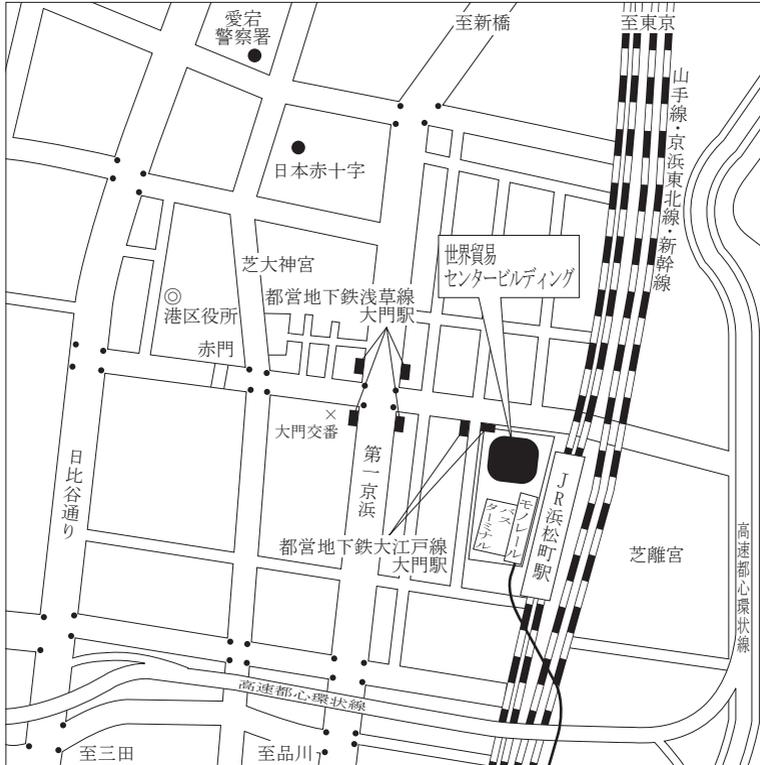
1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三井住友信託銀行)ではお取り扱いができませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が口座管理機関となっておりますので、下記特別口座の口座管理機関にお問合せください。

特別口座の
口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

郵便物送付先
及び照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先 0120-232-711 (フリーダイヤル)

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービルディング 3階「Room A」
TEL 03-3435-3801



- 交通 J R : 山手線・京浜東北線 浜松町駅直結 (東京駅から6分)
モノレール : 羽田線 浜松町駅直結 (羽田空港第1ビル駅から21分)
地下鉄 : 都営浅草線・大江戸線大門駅B3出口
「世界貿易センタービル方面」徒歩3分
- ※ 駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。